

答 申 第 274 号
令 和 2 年 3 月 23 日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子



個人情報ファイルの保有及び保有個人情報の提供について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項及び第12条第4項の規定に基づき、令和2年3月16日付け岐阜市福高第873号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

我が国において認知症の者の人数は、平成30年には500万人を超え、65歳以上の高齢者の約7人に1人が認知症と見込まれており、本市においても、認知症により行方不明となる者が増加している。

本市においては、認知症の高齢者及び若年性認知症の者（以下「認知症高齢者等」という。）が行方不明となった際に、早期の発見及び保護ができるよう見守り体制の充実を図るとともに、認知症高齢者等及びその家族等の介護者（以下「介護者」という。）の精神的負担を軽減するため、令和2年度から、岐阜市認知症高齢者等見守りシール交付事業（以下「見守りシール交付事業」という。）及び認知症高齢者等個人賠償責任保険事業（以下「保険事業」という。）の実施を予定している。

見守りシール交付事業は、認知症高齢者等の情報を照会できるバーコードを記載した耐洗ラベル及び蓄光シール（以下「見守りシール」という。）を認知症高齢者等が使用する頻度の高い衣類等に貼り付け、認知症高齢者等が行方不明となった場合に、発見者が見守りシールに記載されたバーコードをスマートフォン等で読み取ることにより、発見者と事前に登録された介護者との間で通信し、認知症高齢者等の早期の発見及び保護を図るものである。

保険事業は、認知症高齢者等が日常生活における偶然の事故によって、他人に怪我を負わせたり、他人の財物を損壊したこと等により、法律上の損害賠償責任を負った場合に備え、認知症高齢者等を被保険者とする損害賠償責任保険契約を本市が保険会社と締結し、これを補償するものである。なお、保険事業は、見守りシール交付事業の利用を前提とするものである。

2 個人情報ファイルの保有について

(1) 概要

見守りシール交付事業及び保険事業の実施に当たり、これらの事業の利用申請及び変更の届出の際に取得する次に掲げる情報を、個人情報ファイルとして保有するものである。

<事業の利用申請及び変更の届出により取得する個人情報>

(共通の情報)

ア 氏名、住所、生年月日、電話番号（利用者及び介護者）

イ 利用者との関係（介護者）

(見守りシール交付事業に関する情報)

ウ 氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、利用者との関係
(第1、第2、第3連絡先)

エ 見守りシール利用決定年月日

オ 見守りシール利用廃止年月日

(保険事業に関する情報)

カ 保険適用開始日

キ 保険適用終了日

(2) 個人情報ファイルの名称

岐阜市認知症高齢者等見守り事業利用者台帳

3 保有個人情報の提供について

(1) 概要

保険事業について、利用者（見守りシール交付事業を利用する認知症高齢者等のうち保険事業の利用を希望するもの）を被保険者として登録するに当たっては、保険会社に認知症高齢者等の氏名、住所、年齢、保険適用開始日及び保険適用終了日を提供する必要があるところ、当該提供に関し、認知症高齢者等の症状によっては、その介護者による了承があっても、本人からの明確な同意を確認できない場合が想定される。

については、このような場合において、条例第10条第2項第7号の規定により、当該認知症高齢者等の氏名、住所、年齢、保険適用開始日及び保険適用終了日を保険会社に提供するものである。

(2) 提供する保有個人情報

損害賠償責任保険の被保険者となる認知症高齢者等の氏名、住所、年齢、保険適用開始日及び保険適用終了日

4 意見

適当なものとする。